

みんなではぐくみ、つなぐ
富士山と緑の輝くまち

第三次富士市緑の基本計画



令和8年3月
富士市

はじめに

雄大な富士山の南麓に位置する本市は、富士・愛鷹山麓の自然の恵みである豊富な地下水や温暖な気候に恵まれた、緑豊かな魅力ある都市であるとともに、古くから紙のまちとして発展し、産業都市として着実に歩んでまいりました。

また、本市では、都市における良好な生活環境の形成や緑の保全・創出の計画的な推進が必要であるため、平成28年3月に「富士市緑の基本計画（第二次）」を策定し、安心・安全で快適な都市環境の実現に努めてまいりました。



このような中、近年では気候変動を背景とした激甚化・頻発化する自然災害への対応や、カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、Well-being（ウェルビーイング：幸福度）の実現など、国が策定した緑の基本方針による新たな課題への対応が求められるほか、若年層の人口流出やデジタル社会への進展等、持続可能な都市づくりを進めていくことが重要な課題となっております。

これらの課題に対応し、本市の緑の資産を活かしたまちづくりを着実に推進し、市民・事業者が連携・協働して、次世代につないでいくため「第三次富士市緑の基本計画」を策定いたしました。

緑に関する総合的な指針となる本計画では「みんなではぐくみ、つなぐ 富士山と緑の輝くまち」を将来像として掲げ、富士山を望むまちを彩る多種多様な緑の質の向上によって、より一層緑が輝き、地域のWell-beingを高めるまちを目指してまいります。

計画の実現には、行政のみならず、市民や事業者の皆様との連携した取組が不可欠でありますので、多くの皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、策定市民懇話会の委員の皆様をはじめ、多くの皆様から貴重なご意見をいただきましたことに感謝申し上げます。

令和8年3月

富士市長 金指 祐樹

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1-1 緑の基本計画とは	1
1-2 計画策定の背景と目的	1
1-3 対象とする緑	2
1-4 緑の機能	3
1-5 計画の位置付け	4
1-6 計画期間	4
1-7 計画対象区域	4
1-8 前提とした国・県等の動向及び前計画の検証	5
(1) 国の動向	5
(2) 県の動向	6
(3) 本市の上位関連計画	6
(4) SDGsへの貢献	7
(5) 前計画の検証（施策の進捗状況）	8
第2章 本市の概況	9
2-1 緑を取り巻く状況	9
(1) 市の地理的概要	9
(2) 自然的条件	10
(3) 社会的条件	13
(4) 緑の現況（都市計画区域）	17
(5) 緑地（施設緑地、地域制緑地）の現況	18
(6) 機能別の緑の現況と課題	20
2-2 市民の意識	28
(1) 緑の豊かさと満足度について	28
(2) 緑地の保全・緑化の推進に関する取組について	30
2-3 課題と策定の視点	32
(1) 課題のまとめ	32
(2) 策定の視点	34

第3章 緑の将来像と目標	35
3-1 将来像.....	35
3-2 目標.....	36
3-3 施策の柱.....	37
3-4 緑の配置方針と将来構造.....	38
(1) まもりつなぐ緑.....	39
(2) いかす緑.....	40
(3) はぐくむ緑.....	41
第4章 施策	42
4-1 施策の構成.....	42
4-2 施策と取組の方向性.....	44
施策の柱1 緑をまもりつなぐ.....	44
施策の柱2 緑をいかす.....	48
施策の柱3 みんなではぐくむ.....	53
横断的視点.....	57
第5章 計画の推進に向けて	59
5-1 推進体制.....	59
5-2 進捗管理.....	60
(1) P D C Aによる施策・取組の推進.....	60
(2) アクションプランの作成.....	61
参考資料	63
【参考資料1】 策定経過.....	64
【参考資料2】 用語集.....	67

<本計画に掲載した表、グラフ中の数値について>

- ・集計値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しません。
- ・構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、個々の集計値の合計は必ずしも100%とならない場合があります。

第1章 計画の基本的事項

1-1 緑の基本計画とは

都市における良好な生活環境を形成するためには、緑（樹林地や草地など）の保全、公園の整備、民間施設や公共施設の緑化等により、緑の保全・創出を計画的に進めていくことが必要です。

緑の基本計画とは、地域の特性に合わせて、市民、事業者、行政が協力して緑の保全・創出に関する施策や取組を総合的に展開していくために、市町村が策定する計画です。

1-2 計画策定の背景と目的

計画策定の背景

近年、気候変動を背景とした激甚化・頻発化する自然災害への対応、ゼロカーボンの実現、ネイチャーポジティブ（生物多様性の損失を止め、回復傾向へと向かわせること）など、特に環境、防災に関する取組の充実や、Well-being（ウェルビーイング：幸福度）の向上、子ども施策の推進等、より暮らしやすい社会をつくっていくことが国全体で大きな課題となっています。これらの課題に対し、緑地の持つ機能を活かした取組を進めていくことが、国が策定した「緑の基本方針」などにおいて、重視されています。

また、本市では人口減少が進む中、持続可能な都市づくりを進めることが重要な課題であり、市民・事業者・行政が連携・協働して、緑を活かしたまちづくりを着実に推進していくことが求められています。

計画策定の目的

「富士市緑の基本計画（第二次）」（以下「前計画」という。）が令和7（2025）年度末に満了することを受け、様々な背景を踏まえつつ、特に次の点を考慮しながら環境や社会の変化に対応した新たな緑の方針を定めることにより、持続可能な都市づくりを進めていくことを目的として、緑地の保全と緑化の推進に関する本市にふさわしい基本計画として「第三次富士市緑の基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

<特に考慮した点>

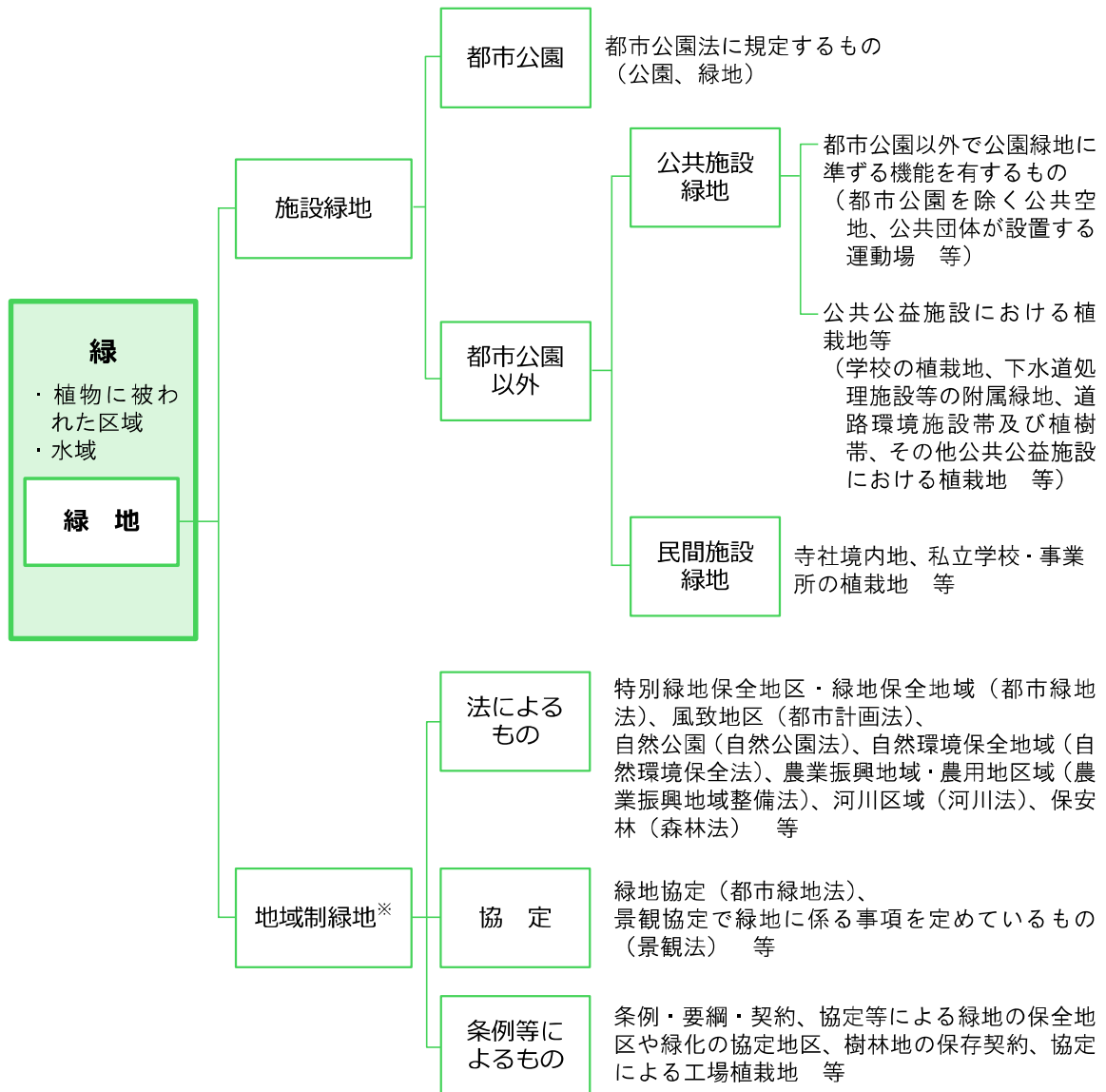
- 国の「緑の基本方針」、上位計画である第三次富士市都市計画マスタープランをはじめとする国、県、市の新たな動きへの対応
- 市民、事業者の幅広い意見の反映と、協働の更なる推進
- これまでの取組を踏まえた、施策の選択と集中
- 指標の見直しと取組の進行管理を考慮したアクションプランづくり

1-3 対象とする緑

本計画では、次のものを「緑」と表します。

- ・ 樹林地や草地、公共施設や住宅の庭先、事業所の植栽地、農地など植物に被われた区域
- ・ 河川、池沼、湧水地などの水域

「緑」のうち、本計画において施策が対象とする「緑地」は次のように分類されます。



※地域制緑地…一定の土地の区域に対して、法律や条例により土地利用を規制することで、緑地を保全する制度のこと。

図1.1 対象とする緑

1-4 緑の機能

本市には、富士山麓の広大な樹林地、郊外の水田や畑、市街地にある公園や街路樹、公共施設・住宅・事業所に植えられた樹木や草花、河川、湧水地など、多種多様な緑が存在しています。

これらの緑は、次の機能を果たすことで、環境にやさしく、安全で安心して快適に暮らせるまちづくりに貢献しています。

環境保全

- 大気の浄化
- 二酸化炭素の吸収
- 騒音・振動の緩和
- 水源のかん養
- 動植物等の生息・生育環境の保護
- ストレスの少ない住環境の実現 等



防災

- 地震・火災等の災害時における避難路・避難場所
- 延焼の遅延や防止
- 雨水の一時貯留・浸透による浸水被害の軽減
- 被災後の応急復旧及び救援活動の拠点 等



レクリエーション・コミュニティ

- 市民の交流の場
- 子どもの遊び場
- 運動・健康づくりの場
- 散策・休憩の場
- 自然とのふれあい 等



景観

- 雄大な富士山を望む自然的景観の形成
- 富士市のシンボルとなる都市景観の形成
- 里山をはじめとする緑豊かな風土景観の形成
- 都市化により視覚から受けるストレスの緩和 等



1-5 計画の位置付け

緑の基本計画は、都市緑地法に基づいて市町村が定めることができる「都市における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する基本計画」です。

本計画は以下のとおり位置付けられ、国や県の動向と、本市の上位関連計画を踏まえ策定しました。

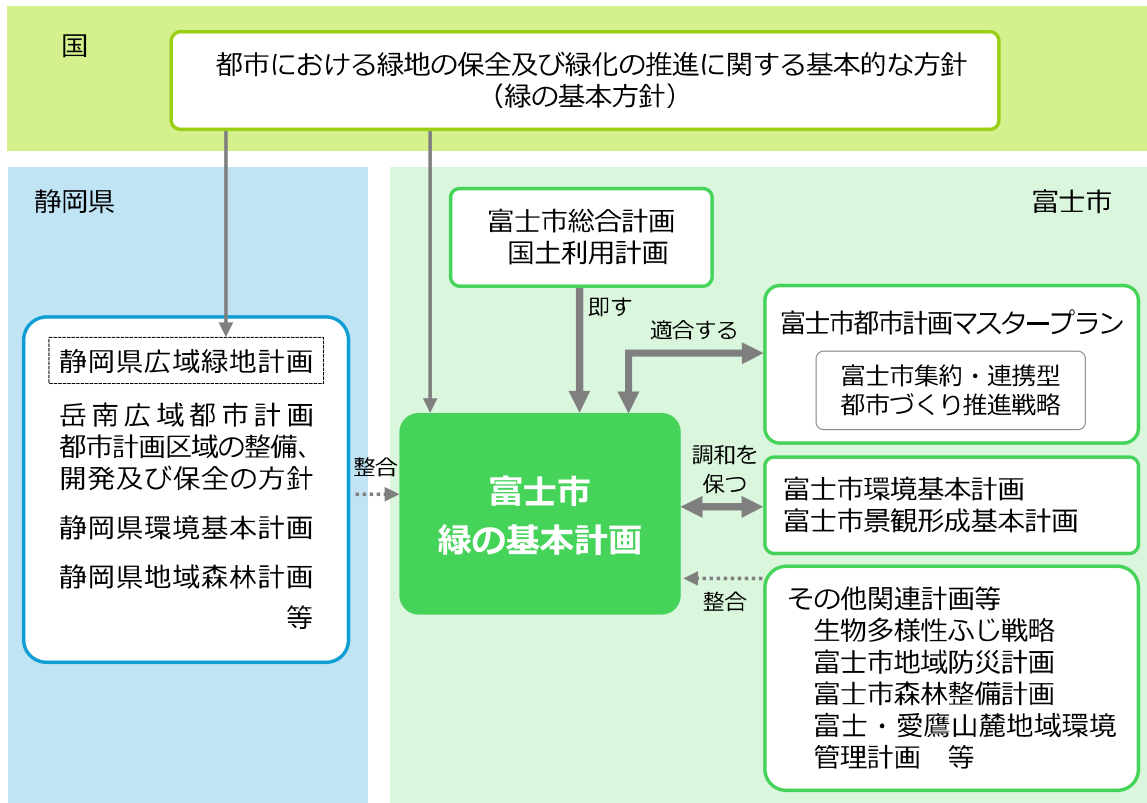


図1.2 計画の位置付け

1-6 計画期間

本計画の目標年度は、令和17（2035）年度とします。

ただし、社会経済情勢の変化、市民の意向等を踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて適切な見直しを図ります。

1-7 計画対象区域

本計画の対象区域は、富士市（都市計画区域）とします。

1-8 前提とした国・県等の動向及び前計画の検証

(1) 国の動向

①都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）

国土交通省は令和6（2024）年12月に「緑の基本方針」を策定し、「人と自然が共生し、環境負荷が小さく、Well-beingを実感できる緑豊かな都市」を将来的な都市のあるべき姿としました。個別目標にはカーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、Well-beingの実現が示され、多様な主体の連携や民間資金の活用が重要としています。市町村には、これらを踏まえた緑の基本計画の策定や都市公園の整備・管理を求めています。

②グリーンインフラの実装

「グリーンインフラ」とは、「自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に貢献するもの」です。国の「グリーンインフラ推進戦略2030」では、グリーンインフラの活用が当たり前の社会を目指し、市町村の緑の基本計画にもグリーンインフラを取り入れ、地域における取組を促進することを求めています。

③都市公園の柔軟な管理運営

都市公園をはじめとする緑とオープンスペースの新たな時代に向けた基本的考え方と施策の方向性を取りまとめた平成28（2016）年の検討会報告を受け、国は平成29（2017）年に都市公園法を改正し、公募設置管理制度（Park-PFI）などの新たな制度を創設しました。これらを利用し、官民の連携による公園施設の設置が行われていますが、柔軟な管理運営や社会の変化（デジタル化やコロナ禍）への対応には課題が残っています。

こうした背景から令和4（2022）年に新たな検討会が設置され、「使われ活きる公園」を目指す新たな提言がまとめられ、3つの変革（まちの資産化、個性の活用、共創）と、それに基づく3つの戦略・7つの取組が提示されました。

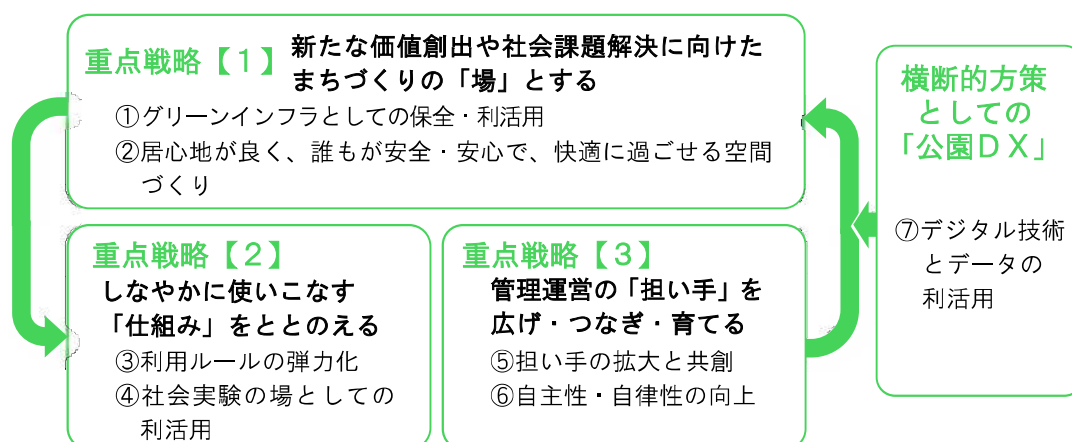


図1.3 都市公園新時代に向けた重点戦略

（「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言（本文）」及び「同（概要）」を基に作成）

(2) 県の動向

○岳南広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和8年3月改定予定）

さらに進む人口減少と少子高齢化、地球温暖化、頻発・激甚化する自然災害、住民ニーズの多様化などに対応する必要があることを踏まえ、効率的な都市活動の実現、脱炭素社会の構築、安全な都市空間の形成、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進による都市サービスの高度化などを図るため、都市機能や居住を集約する拠点を中心に、集約連携型都市構造の実現を目指すとしています。

＜自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針の「基本方針」（要点）＞

- ・ 区域の特性を活かしながら、生物多様性の保全、良好な景観の形成、気候変動への対応など自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりを進めるため、グリーンインフラの取組を推進する。
- ・ 恵まれた自然環境の保全を図る。
- ・ 今後さらに多様化する余暇活動に対するレクリエーション施設などの整備、地震などの災害に対応する避難地・避難路などの確保が重要な課題となっており、富士山の自然環境を保全・活用し、自然と調和した土地利用を展開することにより、緑と潤いのある良好な都市機能を有する都市の形成を図る。

(3) 本市の上位関連計画

都市緑地法及び国の示す「緑の基本方針」の個別目標を踏まえ、整合を図ることが求められる本市の計画等について整理しました。

①第六次富士市総合計画（令和4（2022）年3月）

社会経済情勢の著しい変化が予想される中、目指す都市像を「富士山とともに輝く未来を拓くまちふじ」とし、地域をリードする中核的な都市として、地域全体の持続的発展と魅力向上を図るほか、SDGs未来都市として、経済・社会・環境の三側面が調和した持続可能な未来を切り拓いていくことを目的としています。

②第三次富士市都市計画マスタープラン（令和6（2024）年3月）

基本理念を「富士山とともに輝き 誰もが住みたい・住み続けたい都市づくり」とし、今後の都市づくりを総合的・計画的に進めていくため、5つの分野に基本方針を定めています。

このうち、都市環境の基本方針では、豊かな水、緑の保全と活用による自然環境と調和・共生した都市環境の維持・創出や、公園の整備、維持管理及び見直しの推進などを基本的な考え方としています。

③第三次富士市環境基本計画（令和3（2021）年3月）

環境問題や社会情勢の変化に対応するため「第三次富士市環境基本計画」を策定しました。令和32（2050）年度の環境像を「富士山の恵みを、みんなで守り、育て、ともに生きるまち」、令和12（2030）年度の将来像は「ふじ・水循環共生圏 2030」とし、水循環を軸に脱炭素・自然共生・循環型社会の実現を目指しています。緑に関しては、生物多様性の保全、森林や緑地の適正管理・創出、緑化の推進などを重点項目としています。

④生物多様性ふじ戦略（令和2（2020）年3月）

生物多様性の減少や環境の変化に対応するため、「生物多様性ふじ戦略」を策定しました。令和32（2050）年の将来像を「いきものと深くつながり、めぐみあふれるまち ふじ」とし、令和12（2030）年までの目標に「生物多様性への理解の浸透と未来へつなぐ取組みの推進」を掲げています。多様な生物や生態系を守っていくため、社寺林などの樹林の保護・維持管理、事業所や家庭における生物多様性に配慮した緑化の推進など、緑の保全・緑化に関する取組を位置付けています。

（4）SDGsへの貢献

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までにより良い世界を目指す国際目標です。17の目標と169のターゲット（具体目標）で構成されており、本計画の取組は、主に目標3・6・11・13・14・15・17の実現に貢献します。



図 1. 4 本計画の取組が貢献するSDGsの目標

(5) 前計画の検証（施策の進捗状況）

前計画は、4つの基本方針に沿って22の基本施策を設定し、69の取組を位置付け、緑地の保全、公園の充実、緑化の推進を、市民・事業者・行政の協働で進めてきました。その成果を測るため、市民満足度に重点を置いた22の成果指標を設定しました。

成果指標の目標達成状況と、取組の進捗状況は次のとおりです。

①成果指標の目標達成状況

22の指標中、19指標が目標値と開きはあるものの、近づく方向で推移していました。また、2指標が前計画から変化なし、1指標で目標値と現況（令和6（2024）年度）に乖離が見られました。

市民満足度に関する目標値について、多くの取組が順調な経過を見せ、成果指標も目標値に向けて推移しましたが、現状値の1.5～3倍程度と大きく引き上げる値に設定したことが、多くの指標で目標値と現況が離れている主な要因です。

本計画では、進捗管理を適切に行うよう、過去の推移も踏まえ施策の成果を的確に示す指標及び目標値を設定し、中間段階での検証を行うことが必要です。

②取組の進捗状況

69の取組中、59の取組が順調に推移しました（令和5（2023）年度末時点）。

実施したものの進捗に課題のある取組は、比奈公園の整備など7件、未着手の取組は公園のストック再編など3件でした。

課題のある取組、未着手の取組については、国や県の最新動向、本市の緑を取り巻く状況などを踏まえ見直すとともに、引き続き必要性の高い取組については実施手法を再検討することが必要です。

表1.1 前計画の施策の進捗状況 (単位：件)

基本方針		①成果指標の目標達成状況			②取組の進捗状況		
		目標値に 近づく方 向で推移	変化なし	目標値と 乖離	取組を実施・継続		未着手
					経過は 順調	順調に進ん でいない	
1	うるおいある生活環境と 災害に強いまちを支える 緑と水を守ります	5	—	—	22	2	—
2	身近な公園、特色ある公 園を充実します	7	—	—	9	3	3
3	富士山を望むまち並みを 彩る花と緑を育てます	6	1	—	13	—	—
4	市民、事業者と協力して 花と緑にあふれるまちを つくります	1	1	1	15	2	—
計		19	2	1	59	7	3

第2章 本市の概況

2-1 緑を取り巻く状況

(1) 市の地理的概要

本市は、静岡県東部に位置し、北に富士山、東に愛鷹山を仰ぎ、南に駿河湾を望みます。また、市内には日本三大急流の一つである富士川が流れ、自然と都市が共存しています。

市域は、東西に23.2km、南北に27.1kmの広がりを見せ、総面積は244.94km²あり、静岡県の面積の3.1%を占めています。

富士山を仰ぐ市の北部や、東部の愛鷹山麓、富士川以西の山間部には森林が広がり、南部では田子の浦港を中心とした海岸線が東西に伸びています。また、富士川をはじめ、多くの河川が市内を流れ、東部には貴重な植物が分布する浮島ヶ原が広がるなど、豊かな自然に囲まれています。

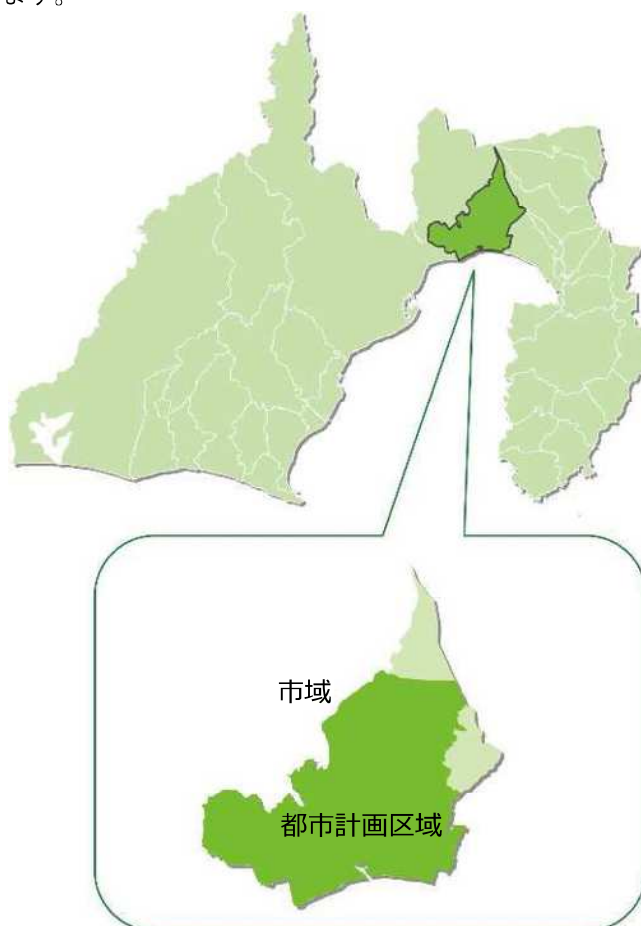


図2.1 本市の位置と都市計画区域

(2) 自然的条件

①地勢

本市の地形は、南の駿河湾に面した平地、北側と西側の丘陵地、山地帯から成り立っています。

富士山頂付近から駿河湾にかけて広がる本市は、標高約3,680m（国土地理院2万5千分の1地形図による）の富士山9合目付近から、標高0mの海岸線に至る極めて大きな標高差を有しています。

また、富士川をはじめ、富士山麓を水源とする河川や水路が平地を縦横に流れています。さらに、市東部の今泉・原田・吉永地区には多くの湧水地があり、緑が支える水環境にも特徴が見られます。

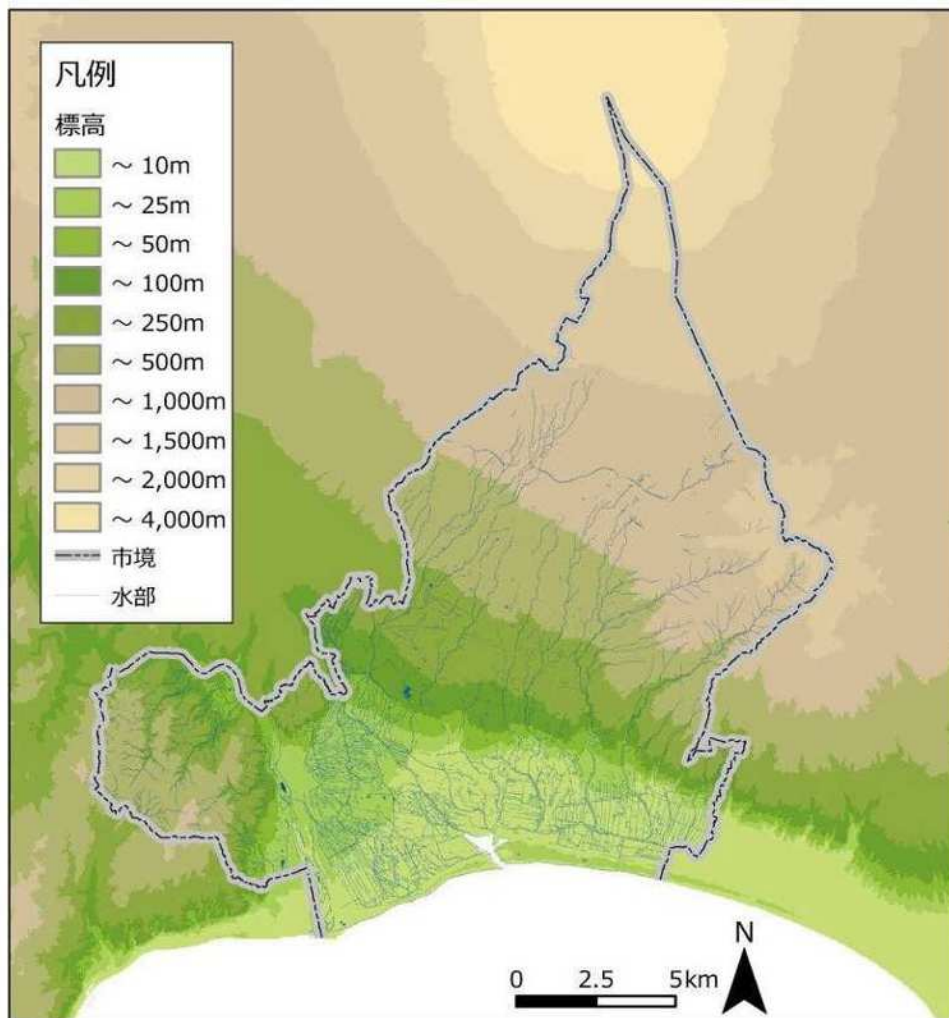


図2.2 本市の標高および河川
 (富士市都市計画基本図・基盤地図情報を基に作成)

②植生

北部の山地の大部分が、スギ・ヒノキの植林地で占められていますが、富士・愛鷹山麓の一部に落葉広葉樹、常緑広葉樹の天然林が見られます。

南部の平地は市街地と耕作地が広がり大部分を占めますが、浮島ヶ原を中心とする地域には湿生植物の生育地が点在しています。

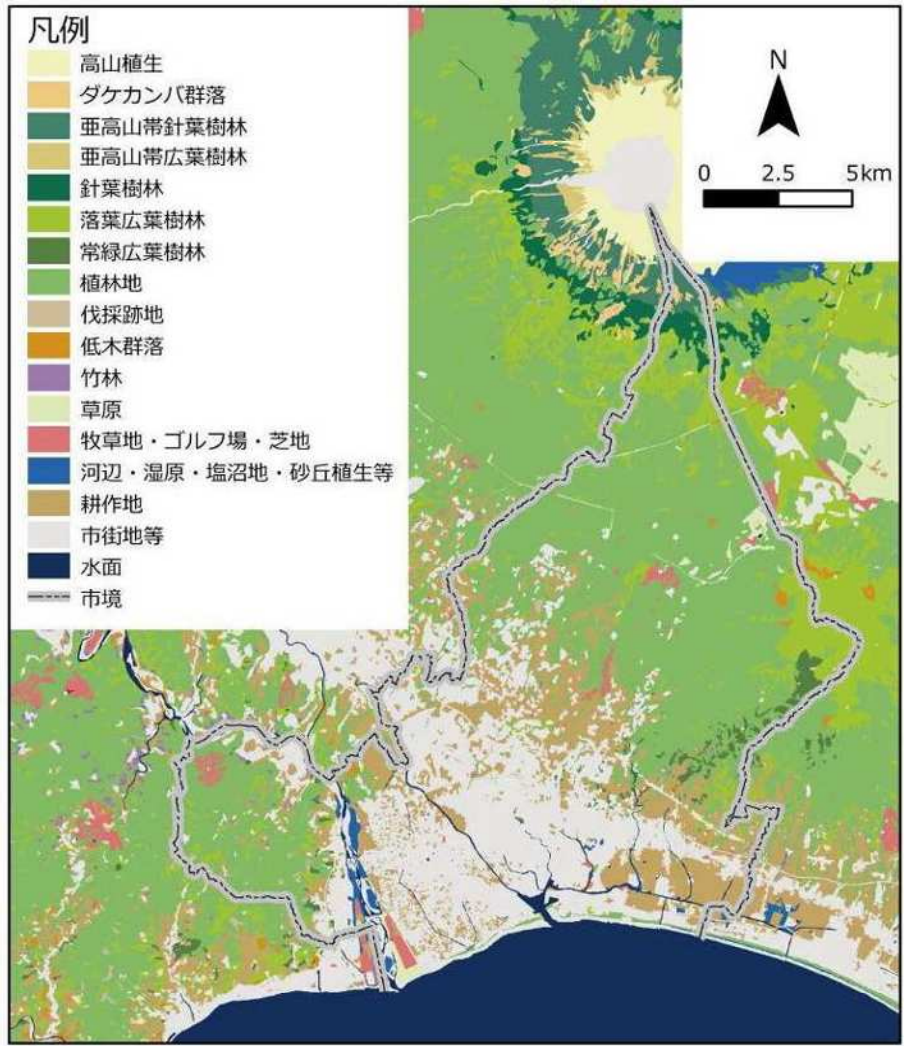


図 2.3 本市の植生

(環境省第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査を基に作成)



図 2.4 本市の地形と植生分布

③動植物

本市では植物 2,656 種、動物 3,272 種、合計 5,928 種の生物が確認されています。

海岸部には、コウボウムギやハマヒルガオなどの海浜植物が生育し、千本松原から続くクロマツ林が海岸の特色ある景観を形づくっています。

河川部には、富士川や潤井川などが流れ、カワラヨモギやカワラナデシコなど、河川の流れの違いに応じて様々な群落が形成され、アユやウグイなどの魚類、カモ類や猛禽類などの鳥類が生息しています。

平地部では、都市化により緑地が減少していますが、広見公園や社寺林には、シイ類・カシ類などの常緑広葉樹林などが残されています。田園・湿地にはコサギやカルガモなどの鳥類、ニホンアマガエルなどの両生類、アキアカネやシオカラトンボなどの昆虫類といった、平野部の水辺に見られる動物が多く確認されています。

山地部には、標高や地形に応じて、スギやヒノキの人工林や、ブナ・ミズナラなどの天然林が広がっています。富士山や愛鷹山には、ツキノワグマ、カモシカ、ニホンジカなどの哺乳類や、サンコウチョウ、オオルリ、キビタキなどの森林性の鳥類、アサギマダラやミドリシジミなどの昆虫類が生息しています。

湿地では、浮島ヶ原の湿地性植物であるヨシやノウルシ、サワトラノオなどがみられ、池沼や湿地周辺ではギンブナ、ナマズなどの魚類、ギンイチモンジセセリやギンヤンマなどの昆虫類も確認されています。

このように、富士市には地形と環境に応じた多様な動植物が生息しており、豊かな生態系が広がっています。



図 2.5 浮島ヶ原の湿地性植物

(3) 社会的条件

①人口の推移

本市の人口は、平成 22 (2010) 年をピークに減少に転じ、令和 27 (2045) 年には約 20.1 万人まで減少すると推計されています。また、年少人口は減少傾向に、老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化も一層進む見込みです。

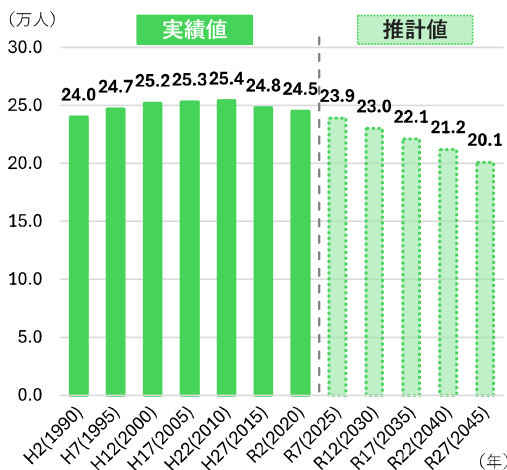


図 2.6 総人口の推移

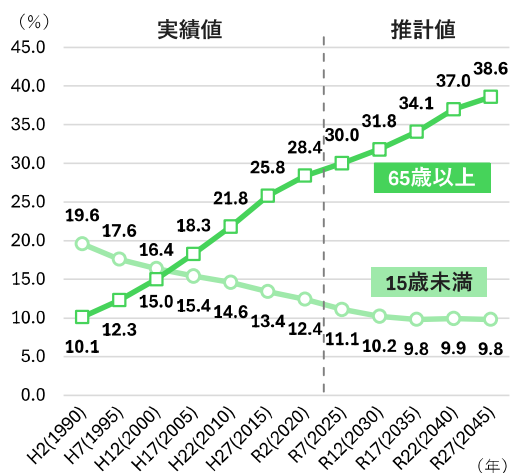


図 2.7 高齢化率・年少人口割合の推移

(【実績値】国勢調査、【推計値】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和 5 (2023) 年推計」を基に作成)

②財政

平成 23 (2011) 年度から令和 2 (2020) 年度における本市の財政規模は、社会保障や医療関係経費の増加、公共施設の長寿命化、都市活力再生に向けた取組などにより拡大してきました。

令和 4 (2022) 年度以降は、人口減少と少子高齢化が進む中、一層厳しさを増すことが予測されます。本市の歳出全体の減少に伴い、道路、公園、公共施設などの整備費や維持費も減少する見込みです。限られた予算の中で既存の施設を適切に管理しつつ利用者に対するサービスを維持・向上していくため、整備と維持管理のバランスを見直すことが必要です。

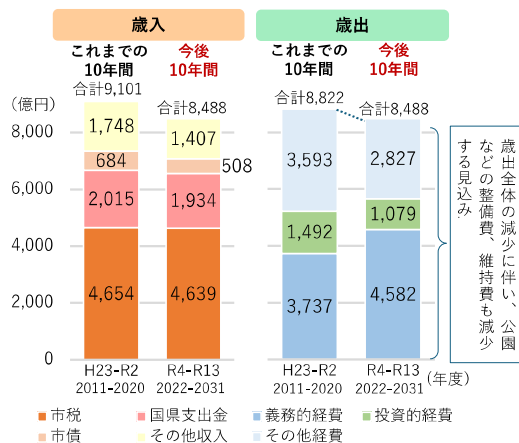


図 2.8 歳入・歳出の見込み

(「第六次富士市総合計画 前期基本計画」を基に作成)

③土地利用

本計画が対象とする都市計画区域の土地利用は、自然的土地利用（農地、山林、水面・河川敷・海浜等、その他自然的土地利用）が全体の61.5%を占めています。

前計画時と比較すると、市街化区域では宅地（住宅用地・商業用地・工業用地等）の割合が増加し、自然的土地利用*（主に農地）の割合が低下しています。

表 2.1 都市計画区域内の土地利用状況（令和4（2022）年度）

(単位：ha)

利用区分		都市計画区域		
		市街化区域	市街化調整区域	
自然的 土地利用	農地	2,690.2	350.5	2,339.7
	山林	8,711.7	61.8	8,649.9
	水面・河川敷・海浜等	1,071.9	156.0	915.9
	その他自然的土地利用	505.7	50.4	455.3
都市的 土地利用	宅地	4,550.0	3,664.3	885.7
	公共・公益施設用地	975.4	412.3	563.1
	道路・交通施設用地	1,861.0	977.5	883.5
	その他の空地	738.2	259.9	478.3
合計		21,104.0	5,932.6	15,171.4

(令和4（2022）年度都市計画基礎調査を基に作成)

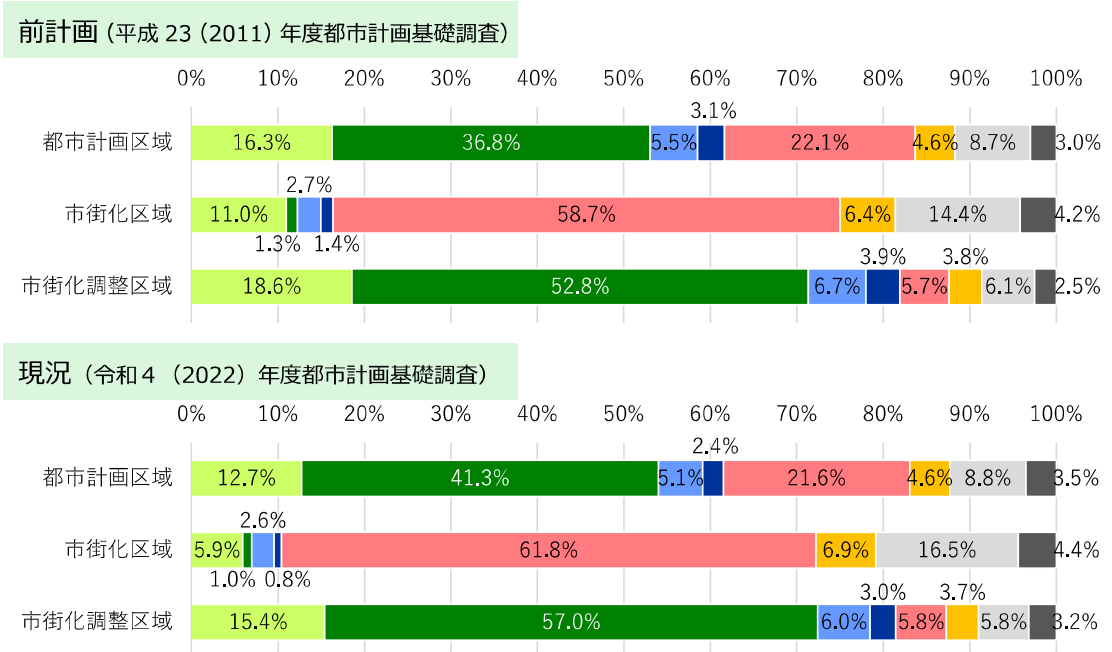


図 2.9 都市計画区域内の土地利用状況

※平成28（2016）年3月に旧富士川町域の山間部が都市計画区域に編入されたため、都市計画区域の全域及び市街化調整区域で山林の割合が増加

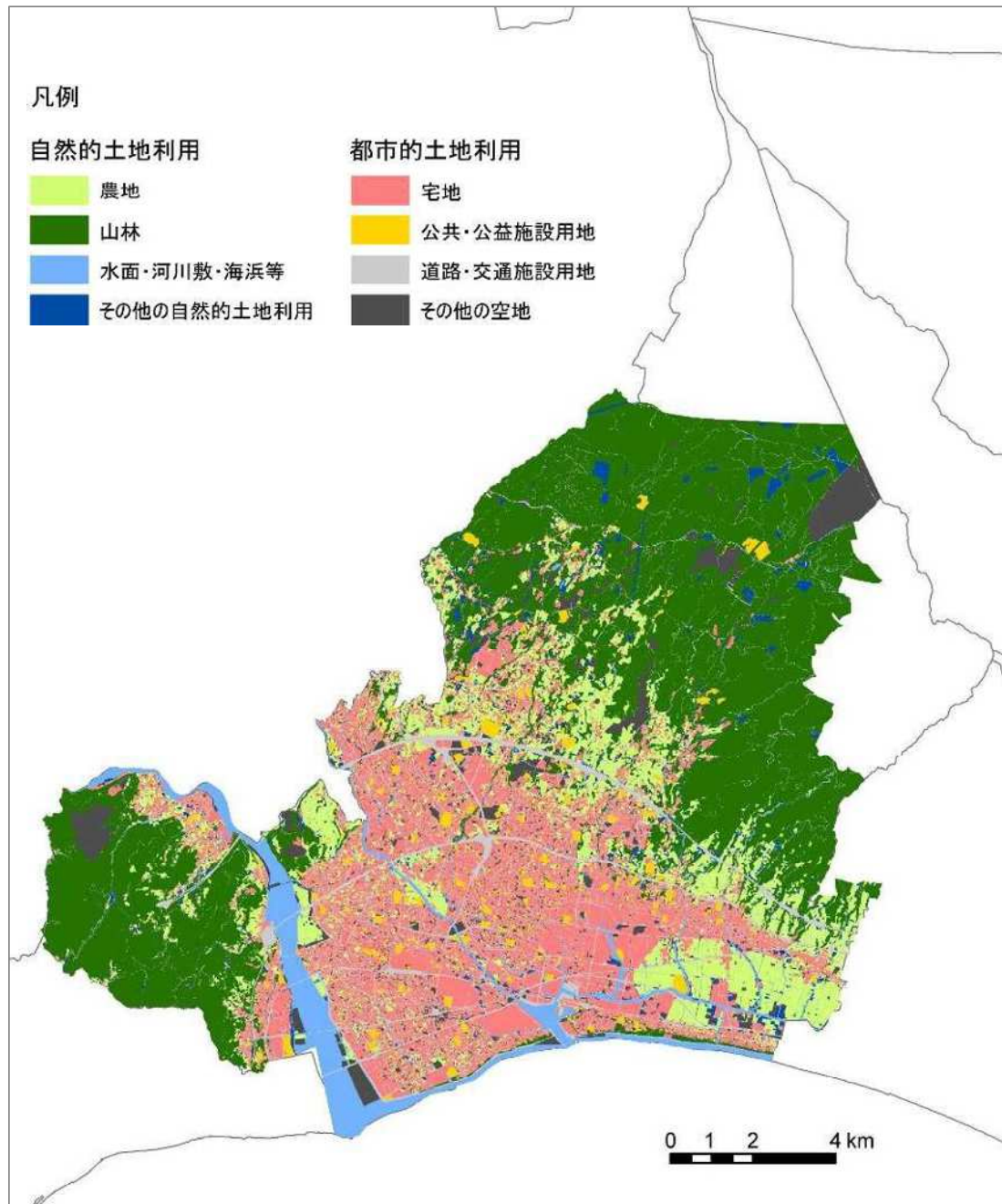


図 2.10 都市計画区域の土地利用
(令和 4 (2022) 年度都市計画基礎調査を基に作成)

④人口集中地区の変遷

人口集中地区は、鉄道や主要道路の沿線を中心に、市域外縁部に向けて拡大してきました。近年も経年的に面積が拡大する一方、地区内の人口は横ばい傾向で、人口密度が低下し、市街地は拡散傾向にあります。

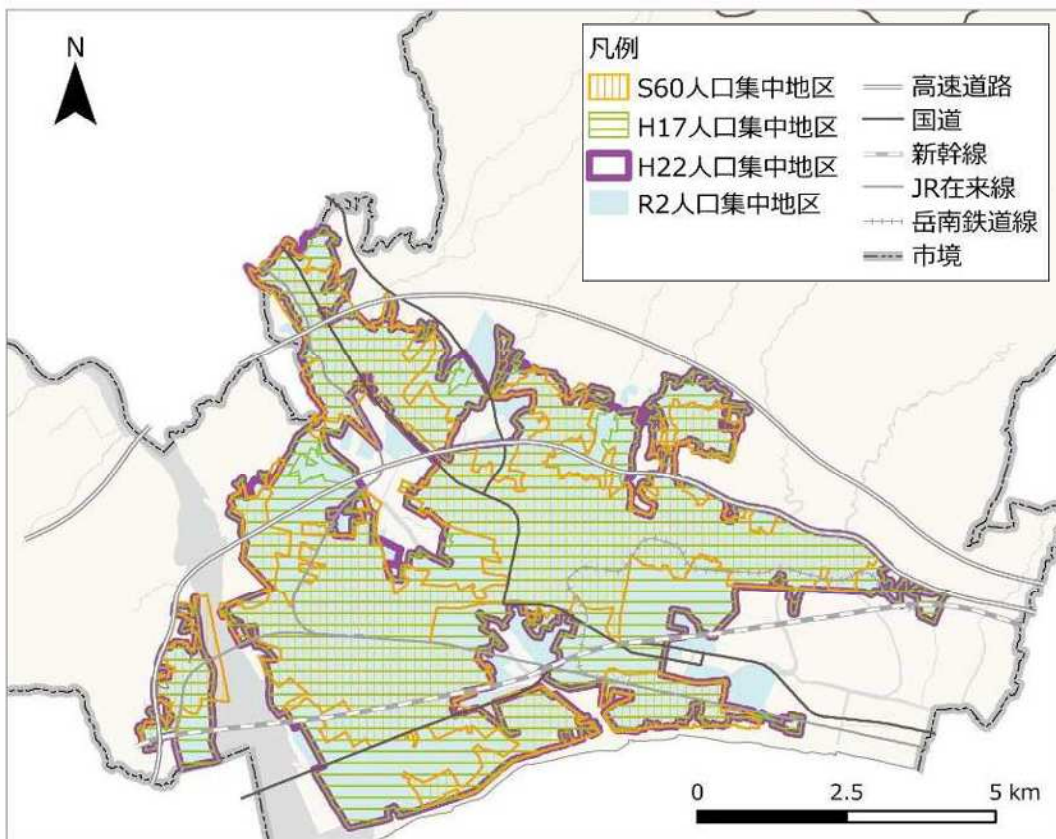


図 2.11 人口集中地区の推移（S60～R2）
 （国土数値情報＜人口集中地区データ＞を基に作成）

(4) 緑の現況（都市計画区域）

現在の都市計画区域内の緑は約 12,800ha で、都市計画区域（21,106ha）の約 61% を占めています。

平成 28（2016）年 3 月に都市計画区域に編入された旧富士川町域の山間部は山林が大部分を占めることから、前計画と比較し、山林、原野その他の面積の割合が増加しています。

表 2.2 都市計画区域内の緑（令和 6（2024）年度末現在）

区分		都市計画区域内の緑の面積（ha）	
		前計画	現況
公共緑地	都市公園等（※）	315.1	323.8
	墓園	14.3	14.3
その他の緑	水面	381.0	400.6
	水辺	664.9	671.4
	山林、原野その他	7,635.9	8,711.7
	農地、牧草地その他	3,112.8	2,690.2
合計		12,123.9	12,812.0

※ 都市公園等：都市公園（公園、緑地、緑道）、児童遊園、開発行為等に伴う移管公園
（平成 23（2011）年度・令和 4（2022）年度都市計画基礎調査、令和 6（2024）年度市資料を基に作成）

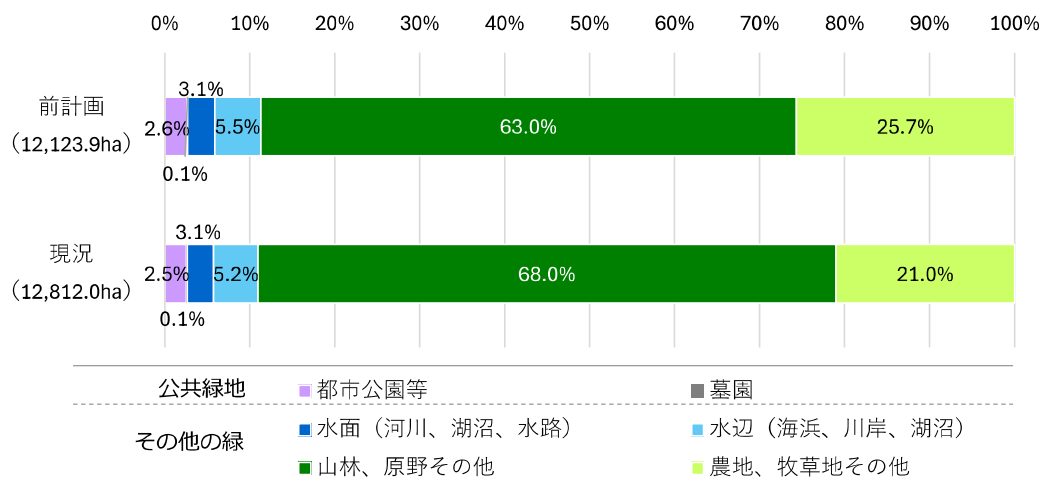


図 2.12 都市計画区域内の緑の内訳

（平成 23（2011）年度・令和 4（2022）年度都市計画基礎調査、令和 6（2024）年度市資料を基に作成）

(5) 緑地（施設緑地、地域制緑地）の現況

緑地は、大きく施設緑地と地域制緑地に分けられます。

施設緑地は、施設として管理される緑地で、都市公園、都市公園以外の公共施設緑地、これらに準ずる機能を持つ民有地が含まれます。本市には、令和6（2024）年度末現在、567箇所、約640haの施設緑地があります。

地域制緑地は、一定の区域に対して、法律や条例により土地利用を規制することで保全を図る緑地です。本市には、良好な自然の保全を図る自然公園、自然環境保全地域、河川や海岸の施設を保全管理するための河川区域、海岸保全区域などの指定があり、総面積（区域の重複を除く）は約7,320haとなっています。

表2.3 緑地の現況

区分			箇所数	面積 (ha)	一人当たり面積 (㎡/人) ※4	
施設緑地 ※1	都市公園	住区基幹公園	街区公園	130	23.2	0.9
			近隣公園	11	14.4	0.6
			地区公園	2	9.3	0.4
		都市基幹公園	総合公園	3	22.6	0.9
			運動公園	3	35.9	1.5
		特殊公園	風致公園	11	32.7	1.3
			歴史公園	4	1.0	0.0
		広域公園	1	94.5	3.8	
		都市緑地	13	73.8	3.0	
	緑道	8	4.5	0.2		
	都市公園計			186	311.9	12.7
	公共施設緑地等	運動場	1	1.5	0.1	
		墓園	1	14.3	0.6	
		広場	361	11.8	0.5	
		その他公共空地	6	297.6	12.1	
		市民農園 ※3	12	3.1	0.1	
	公共施設緑地等計			381	328.3	13.4
計			567	640.2	26.1	
地域制緑地 ※2	特別緑地保全地区	—	0.0	—		
	風致地区	—	0.0	—		
	農振農用地区域	—	2,323.0	—		
	自然公園	—	672.8	—		
	自然環境保全地域	—	953.9	—		
	河川区域	—	788.5	—		
	海岸保全区域	—	177.4	—		
	保安林区域	—	655.7	—		
	地域森林計画対象民有林	—	7,314.4	—		
	史跡・名勝・天然記念物	—	0.7	—		
	その他（保護樹林）	—	13.8	—		
	地域制緑地間の重複	—	(5,577.9)	—		
計			—	7,322.3	—	

※1 施設緑地は、富士市資料に基づく令和6（2024）年度末時点の数値

※2 地域制緑地面積は、令和4（2022）年度都市計画基礎調査に、その他（保護樹林）を加えたもの

※3 市民農園は市営、民営を含み、面積は区画数と区画平均面積から算出した推計値

※4 一人当たり面積は、住民基本台帳に基づく令和6（2024）年度末現在の人口から算出

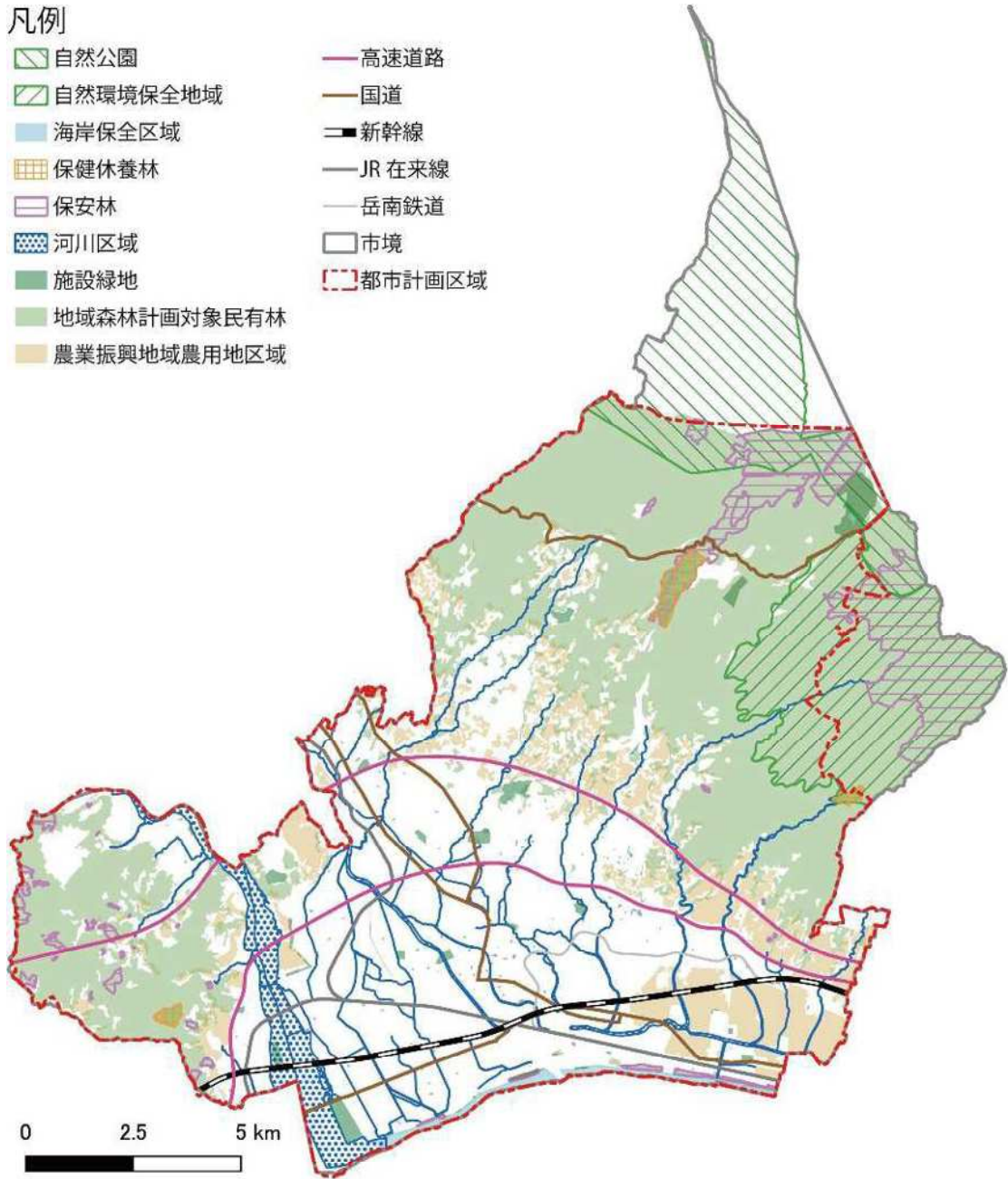


図 2.13 緑地の分布

(6) 機能別の緑の現況と課題

①環境保全系統

<現況>

- ・富士・愛鷹山麓の樹林地、富士川に沿って連なる岩本山や富士川・松野地区の樹林地が都市を取り囲む緑地を形成しています。
- ・富士川は本市を代表する河川で、貴重なオープンスペースとして機能しています。また、市街地を潤井川や沼川、その他中小河川が流れ、身近に自然を感じられる環境を形成しています。
- ・今泉・原田・吉永地区には湧水が多く、小河川とともに貴重な湿地である浮島ヶ原の水源となっています。
- ・富士川河口、浮島ヶ原は県内でも有数の水鳥の飛来地であり、生物の生息・生育環境としても重要な役割を担っています。
- ・市街地内には樹林が少なく、都市公園・社寺等が貴重な樹林となっています。また、主に社寺の樹林・樹木が条例に基づく天然記念物や、要綱による保護樹林・樹木に指定されています。
- ・工場、事業所については、地域の生活環境との調和が図られるよう、工場立地法、富士市緑化基準に基づく緑化が行われています。

<課題>

- ・市街地の外に広がる樹林や農地等の面的な緑を保全するとともに、中小河川や水路、街路樹等や公園、社寺林等の市街地内の緑を適切に維持することで良好な緑を創出し、緑と水のネットワーク機能を活かすことで、生物の生息環境の保全、気象の安定等の機能を高めていくことが必要です。
- ・本市は、河川や湧水などの水辺環境に恵まれています。健全な水循環を育む森林や農地の保全、市内を縦横に流れる水路の水辺環境に親しめる空間など、水に関わる資源を活かしていくことも重要です。
- ・工場・事業所の周辺における生活環境の保全と都市環境の改善のため、防音や防災に配慮した効果的な緑化を促していくことや、これまでつくられてきた緑地空間が持続して機能を発揮するよう関わっていくことが重要です。



法蔵寺（中野）裏山の樹林



湧水公園

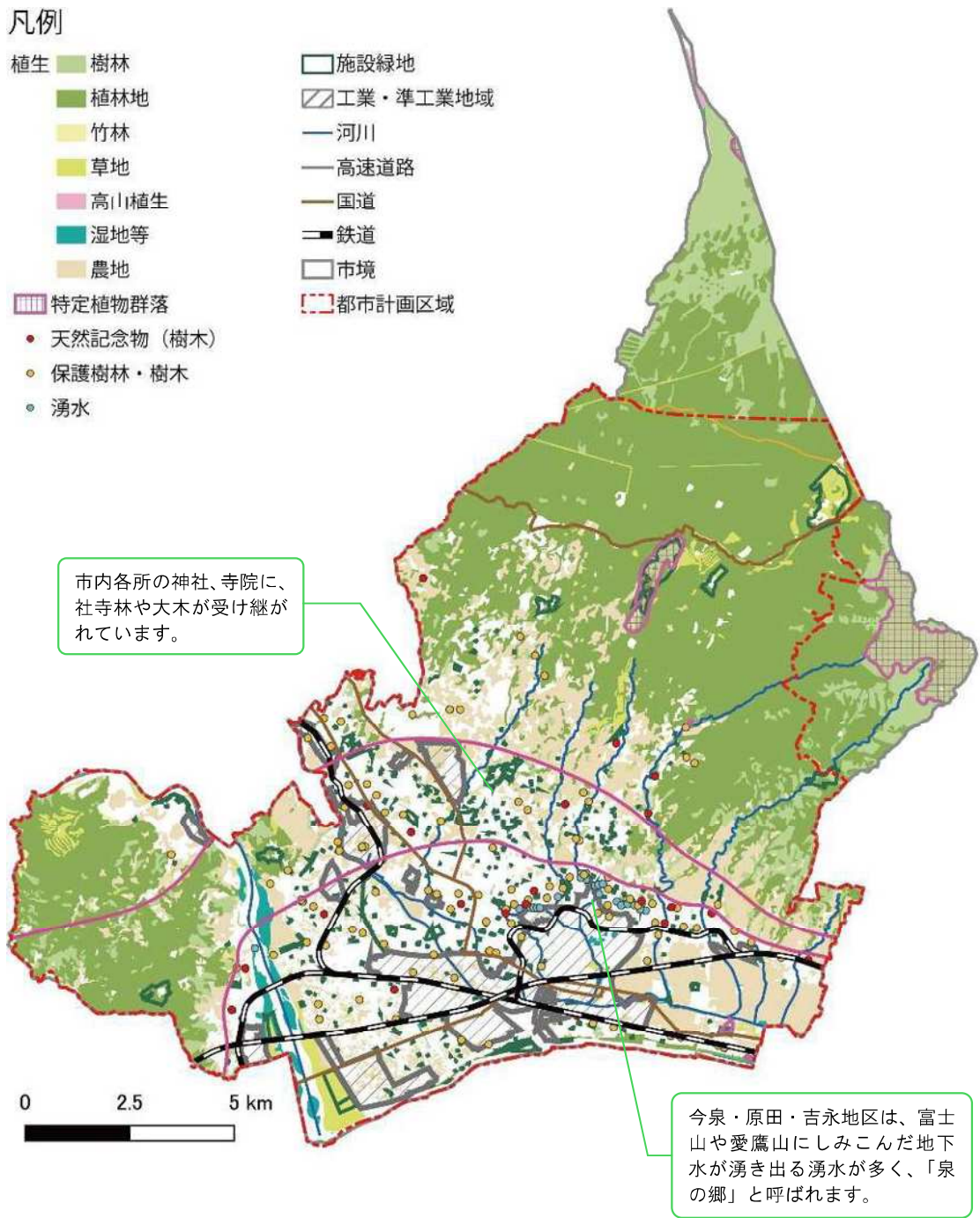


図2.14 環境保全系統の現況

②防災系統

<現況>

- ・駿河湾に面し、自然豊かな富士山を仰ぐ本市では、自然災害（地震・津波・洪水・土砂災害など）のリスクをおおむね全域に抱えています。
- ・台風や長雨による河川水位の上昇や、排水能力を超える局所的な大雨により発生する内水氾濫の浸水想定区域が河川に近い市街地を中心に存在しています。
- ・市街地の開発や宅地化により、都市内農地が減少しています。
- ・各種災害防止のため、保安林が山麓部、海岸部に指定されています。
- ・大規模な災害などが発生した場合の広域避難地として、富士西公園、広見公園等の大規模な公園が指定されています。
- ・身近な公園が災害時の一時的な避難の場や、地域の応急復旧及び救援活動の拠点として機能することが期待されており、地域住民による避難訓練等に利用されています。

<課題>

- ・グリーンインフラの視点から、緑が持つ防災・減災の機能を活かしたまちづくりを進めていくため、雨水の貯留・浸透機能を持つ農地等の保全、緑の創出を進めることが必要です。
- ・身近な公園を市民の防災意識の向上に役立てていくことや、公園の持つ防災の役割や機能について検討を進めることが重要です。



かりがね堤



海岸の松林（静岡海浜スポーツ公園）

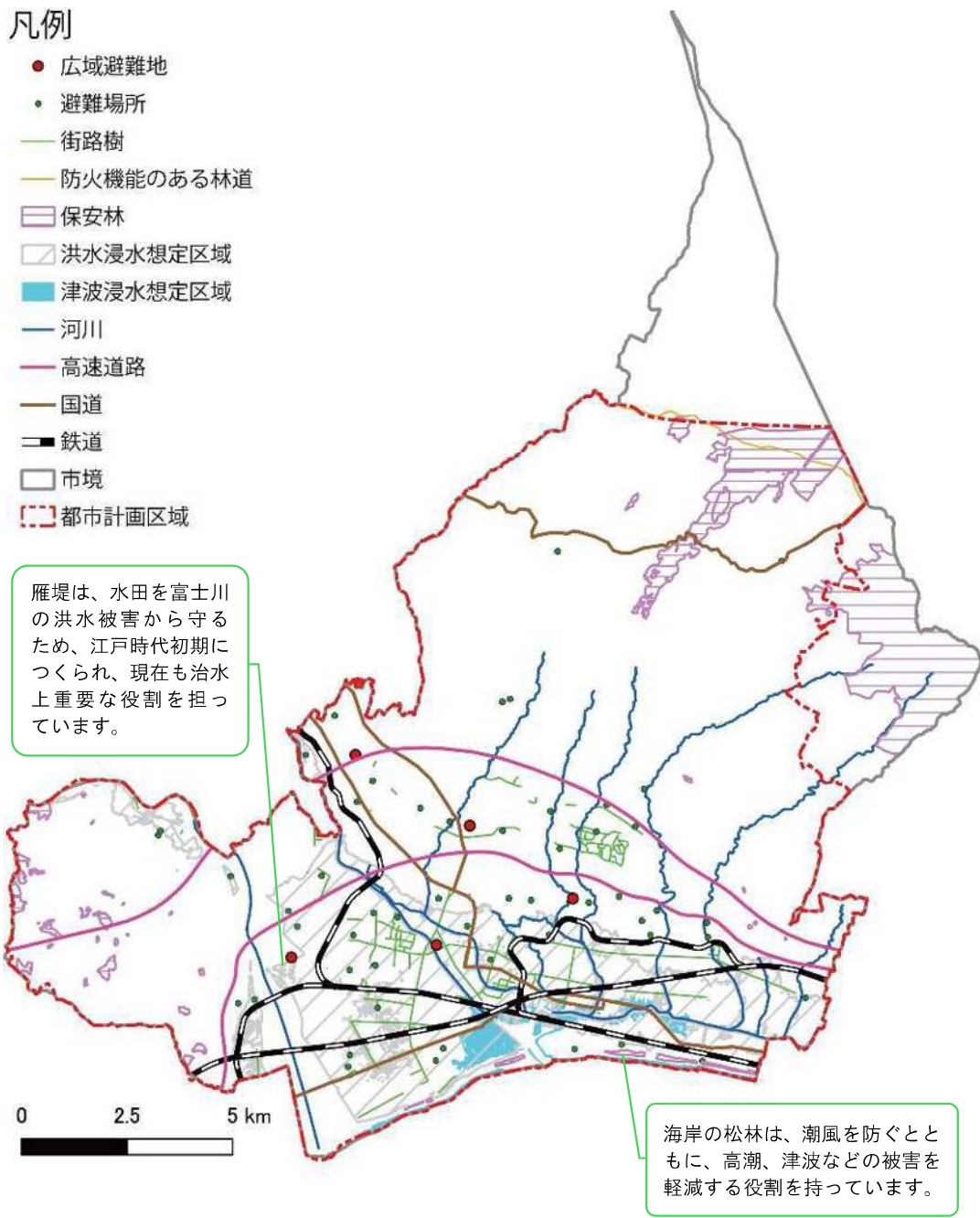


図 2.15 防災システムの現況

③レクリエーション・コミュニティ系統

<現況>

- ・市街地を中心とした都市公園や公共施設緑地は、市民の憩いの場となっています。
- ・緑地や史跡を活用したウォーキングコースを市内各地域に設定しています。
- ・野球場や体育館など屋内外の運動施設や、キャンプ場といった野外レクリエーション施設は主に郊外部に配置しており、市全域のレクリエーション需要に対応しています。
- ・身近な公園での公園愛護会活動や公共花壇の維持管理を住民が行うことで、市民の中に地域とは異なるコミュニティをつくり出しています。

<課題>

- ・公園のほかに緑道やウォーキングコース等も一体的に活用することで、レクリエーション機能を高めていくことが重要です。
- ・身近なレクリエーション空間である住区基幹公園が偏在しており、公園の配置については検討が必要です。
- ・公園愛護会や地域の緑化活動の担い手の不足等の対策が必要です。
- ・都市公園に求めるニーズの多様化を捉え、柔軟な利活用を図るための検討が必要です。
- ・都市公園の施設や機能の老朽が進む中、周辺の公共・民間施設を捉え、公園の発揮する機能や役割を踏まえた検討が必要です。



キャンプ場（野田山健康緑地公園）



ハイキングコース（岩本山）

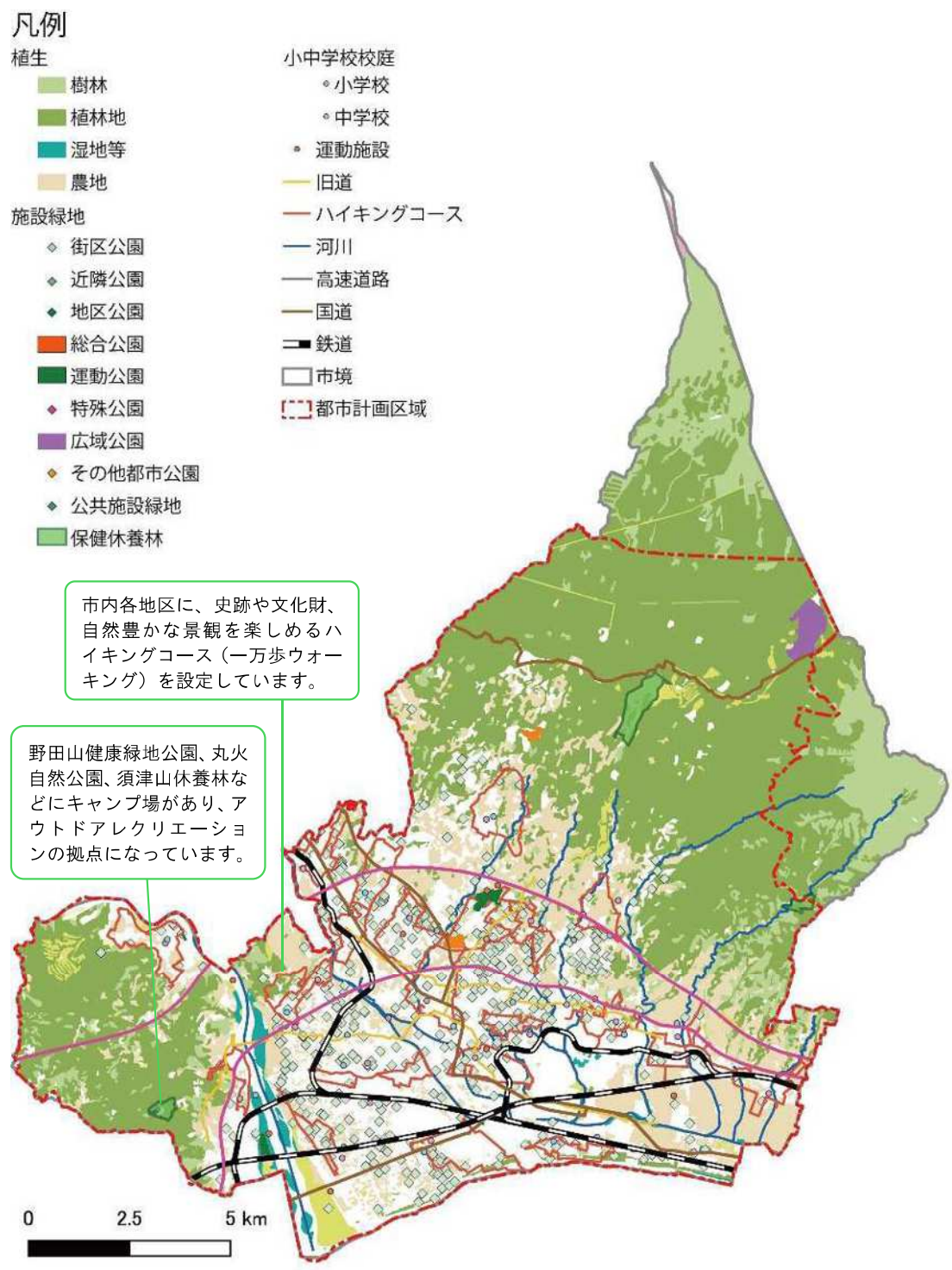


図2.16 レクリエーション・コミュニティ系統の現況

④景観系統

<現況>

- ・良質な富士山の遠景・眺望の形成には、富士・愛鷹山麓の樹林地や、富士川と河川敷、海岸線の緑等が、重要な役割を果たしています。
- ・山間部に広がる大淵笹場の茶畑や農地は、富士山を背景とする特徴的な景観を形成していますが、耕作放棄による景観の悪化が懸念されています。
- ・富士山を眺望する地点として、公園や河川等を指定しています。富士山百景写真コンテスト応募作の撮影エリアから設定した「富士山ビューポイント」には、岩本山公園、富士西公園、中央公園などが選ばれています。
- ・市中心部において、中央公園や潤井川、市道臨港富士線（青葉通り）、市道本市場大淵線が、郊外部では岩本山公園、県道富士公園太郎坊線、国道 469 号等を景観重要公共施設に指定しています。
- ・旧道沿いに天然記念物、景観重要樹木に指定された社寺や一里塚の樹木が多く分布しているほか、古^こ谿^{けい}荘^{そう}、浅間古墳など、歴史的資源と一体となった緑地や、湧水地などの水辺も多く存在しています。
- ・市民の花「バラ」の名所である中央公園や広見公園、市民が関わる公共花壇、富士山を望む風景を彩るサクラやウメの名所等、花は本市の身近な景観や特色と魅力のあるまちなみづくりに重要な役割を果たしています。

<課題>

- ・富士・愛鷹山麓の樹林地や、富士川と河川敷、海岸線の景観等の自然は、本市の大きな財産であり、富士山を望む景観とともに保全し、次代につないでいくことが必要です。
- ・景観重要公共施設に指定されている施設では、本市を代表するにふさわしい景観形成に向け、樹木や植栽の適切な維持管理が必要です。
- ・社寺、旧道、かりがね堤などの歴史的景観資源や農地の景観は、地域の貴重な個性であり、次世代へ継承すべき重要な財産です。これらと調和して良好な景観を創出している緑についても、持続的に保全することが求められます。
- ・市民とともに緑や花を身近な生活の中に配置していくことで、潤いある住環境の創出や、魅力のあるまちなみづくりを進めていくことが重要です。



大淵笹場の茶畑



中央公園と富士山

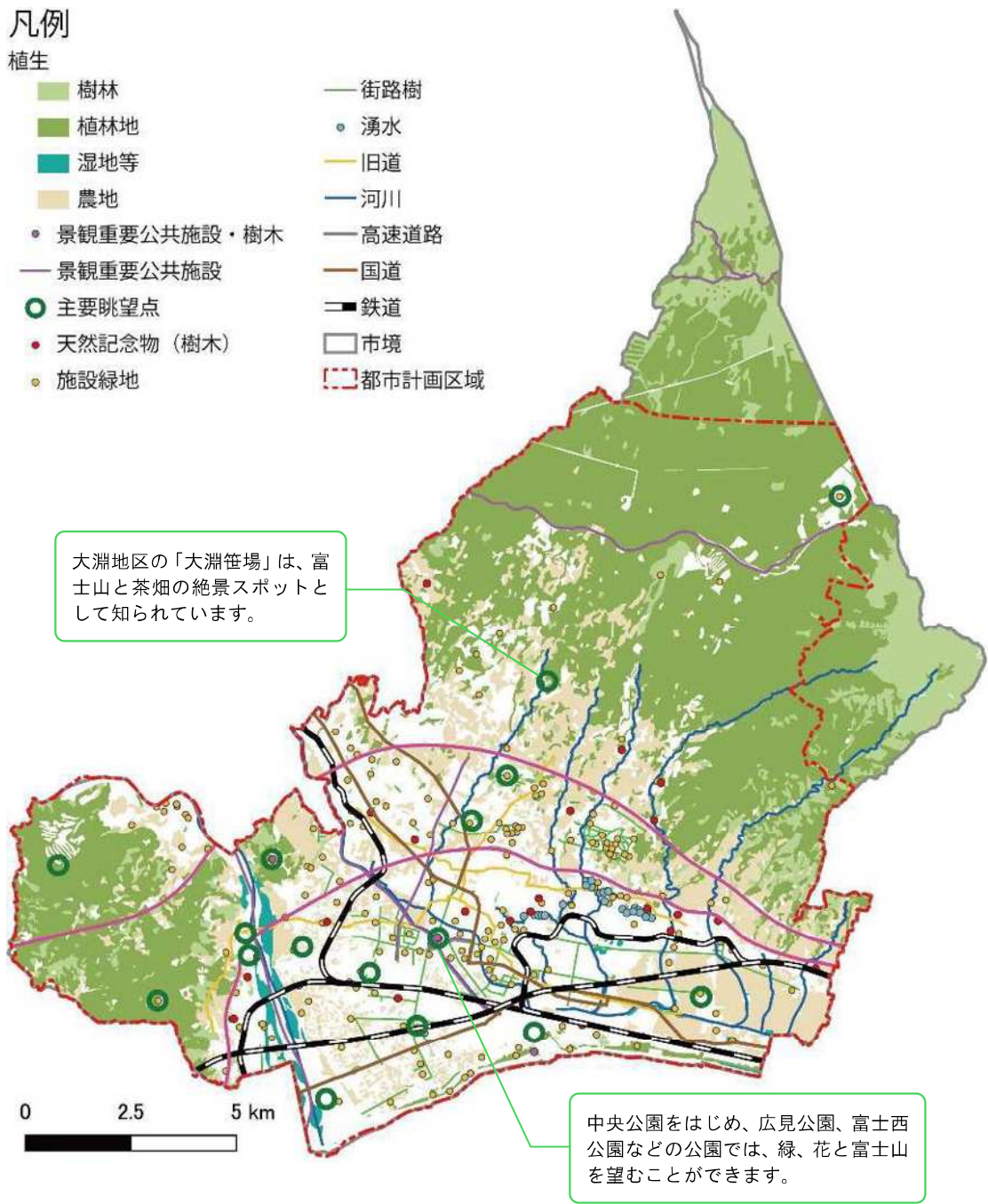


図 2.17 景観系統の現況

2-2 市民の意識

計画の策定にあたり、緑地の保全や緑化の推進、都市公園の整備及び管理などの取組に関する事項を中心に市民の意識、施策に対するニーズ等を把握するため、市民意向調査を実施しました。

表 2.4 調査概要

対象	無作為抽出した満 18 歳以上の市民 3,000 人
調査方法	調査票を郵送し、郵送またはオンラインで回答
回答期間	令和 6（2024）年 10 月 21 日（月）～令和 6（2024）年 10 月 31 日（木）
有効回答数	1,384 人（有効回答率 46.1%）

（1）緑の豊かさと満足度について

緑が豊かだと感じている人の割合は、「お住まいの地区」が 60.8%、「富士市全域」で 52.1%と、いずれも前計画（平成 26（2014）年に実施した市民意向調査）より上昇していました。

住まい周辺（住宅地、商業地、道路、公園など）の緑の量については、前計画と同様に、減ったと感じる人の割合が、増えたと感じる人の割合を上回っています。

緑への満足度では、「富士山を望む市街地の景観」が高く、「樹林などの自然の緑の豊かさ」、「水辺（河川、湧水、池沼など）の豊かさ」などにも一定の満足度が見られました。前計画と比較し、全般的に満足・やや満足の割合が高まり、不満・やや不満の割合は低下していました。

緑の量が減ったと感じる人の割合に大きな変化はないものの、緑の豊かさを感じる割合や緑への満足度は高まっており、量よりも質を重視する傾向が見られます。

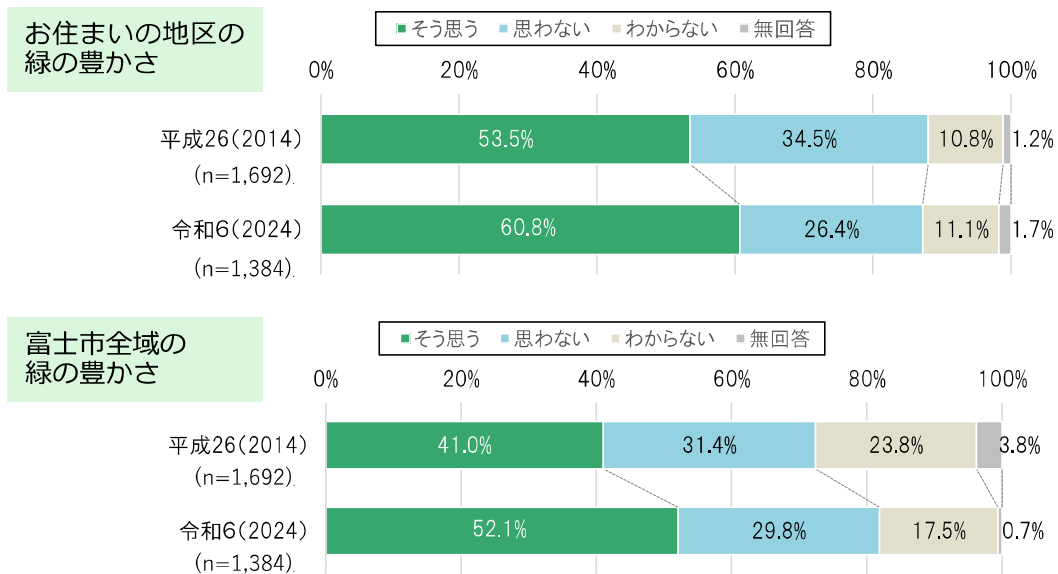


図 2.18 緑の豊かさに対する意識

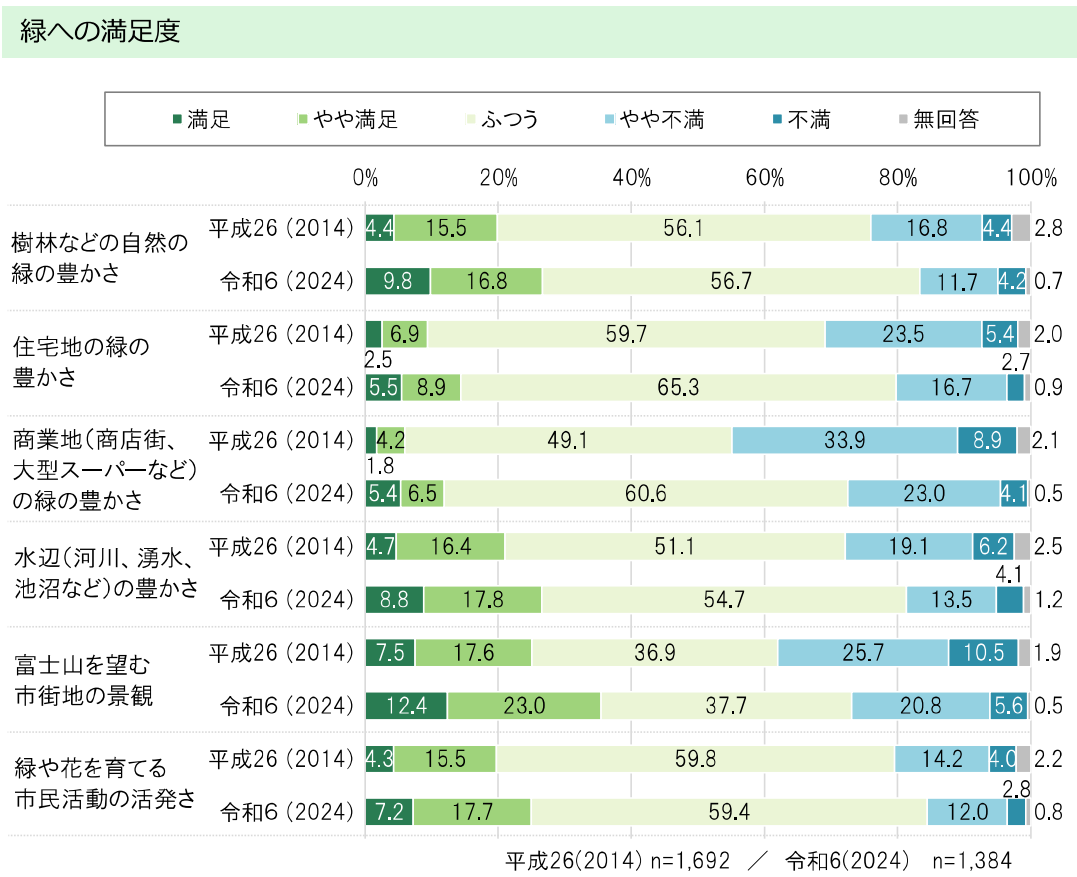
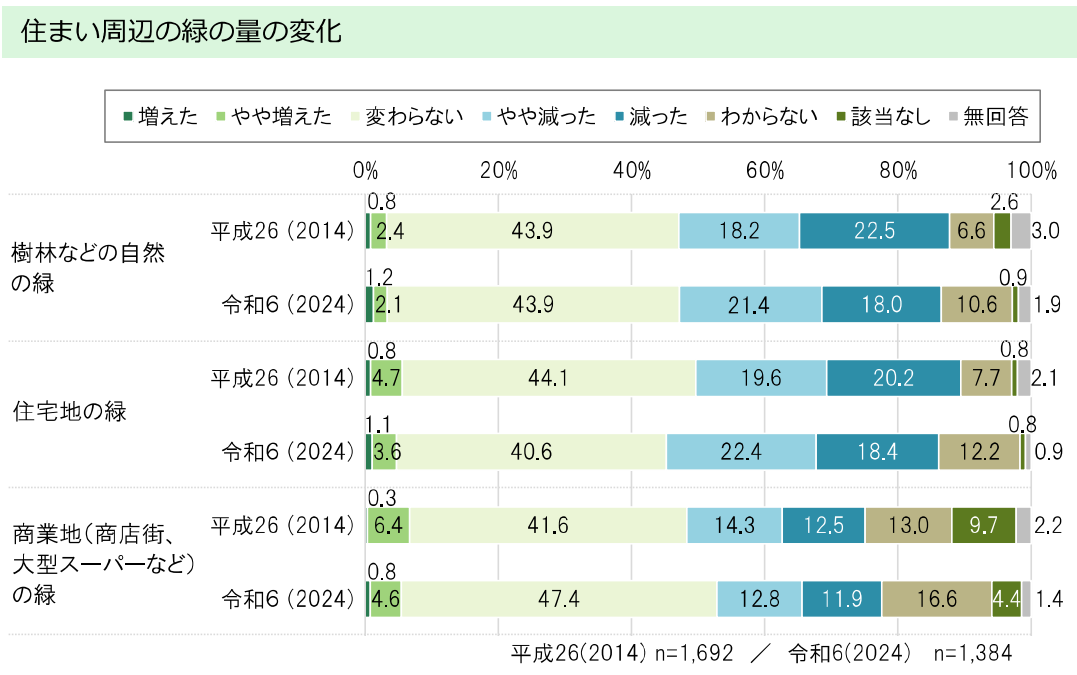


図 2.19 緑の量の変化と満足度に関する意識

(2) 緑地の保全・緑化の推進に関する取組について

緑地の保全や緑化の推進による効果では、半数以上の回答者が「富士山をはじめとする良好な景観を形成する」ことへの期待を示しました。

また、市が優先すべき取組、市民と緑との関わりを広げていくための取組においては、子どもが花や緑、自然とふれあえる場や機会の充実が望まれています。

緑地の保全や緑化の推進により期待する効果

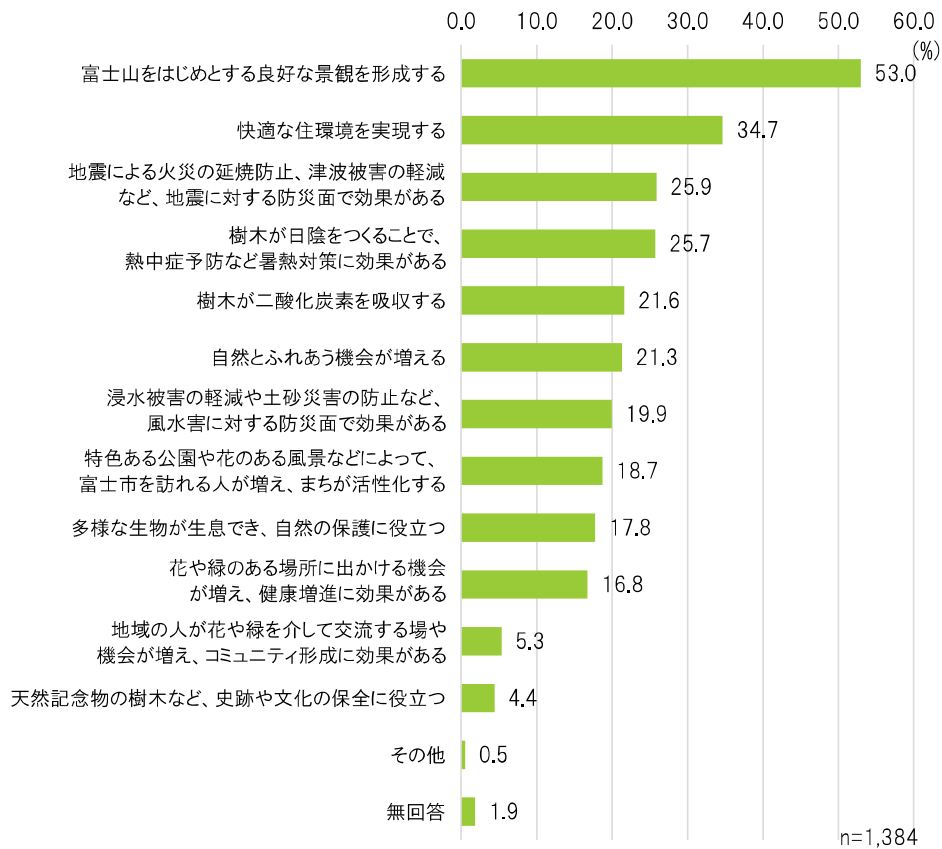


図2.20 緑地の保全・緑化の推進に関する取組に対する意識（1）

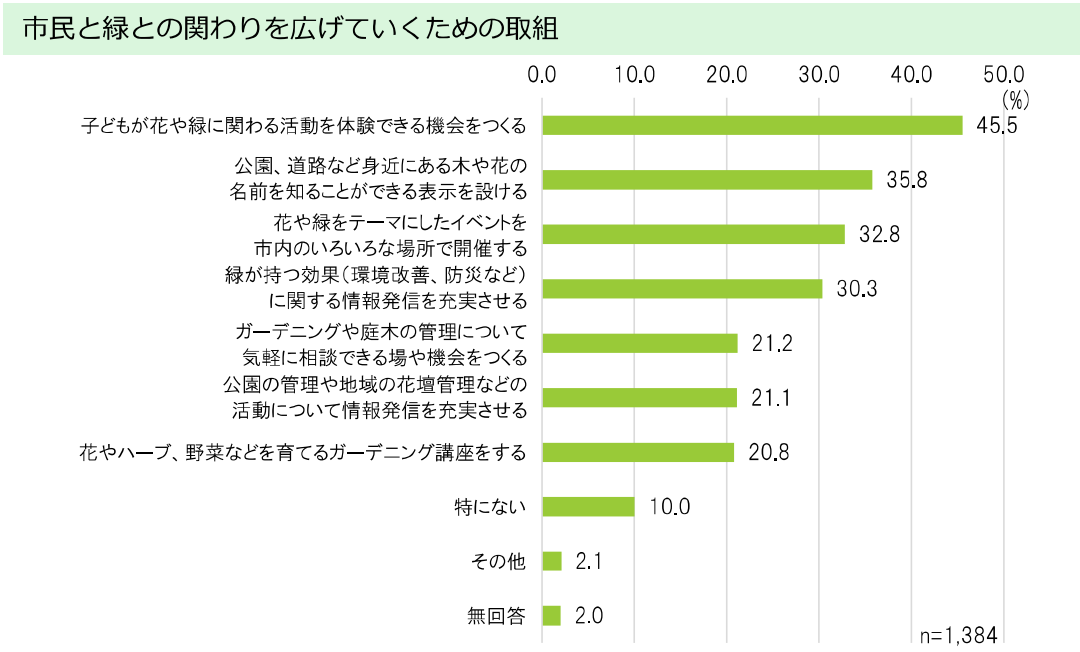
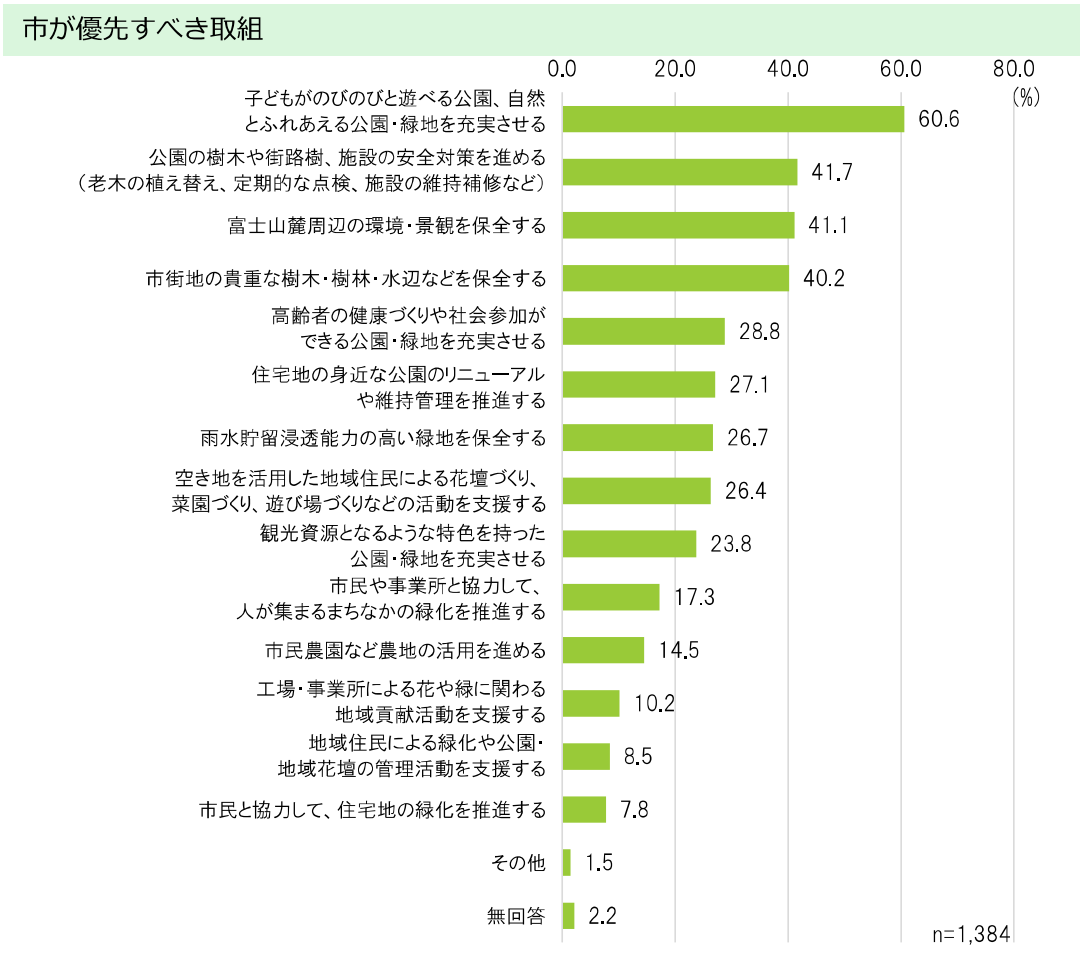


図 2.21 緑地の保全・緑化の推進に関する取組に対する意識 (2)

2-3 課題と策定の視点

(1) 課題のまとめ

緑を取り巻く状況及び市民の意識を踏まえた課題に加え、国・県・本市の動向、これまでの取組を踏まえ、大きく4つの課題を整理しました。

◆国・県・本市の動向

- ・人口減少社会を見据えた持続可能なまちづくりへの転換
- ・緑についても、人口構造や環境の変化に対応を図りつつ、適切な維持・保全、活用を重視する方向に転換
- ・「カーボンニュートラル」「ネイチャーポジティブ」「Well-being」「グリーンインフラ」「都市公園の柔軟な管理運営」などの新たな視点

◆緑を取り巻く状況（機能別の緑の現況と課題）

- 環境保全**
 - ・市街地の外に広がる樹林や農地等の面的な緑とそのネットワーク、工場・事業所周辺の緑地空間の維持による、多様な機能の向上
 - ・本市の特徴である水に関わる資源の活用
- 防災**
 - ・緑が持つ防災・減災の機能を活かしたまちづくり
 - ・身近な公園を活用した市民の防災意識向上、公園の持つ防災の役割や機能の検討
- レクリエーション・コミュニティ**
 - ・公園と他施設との連携によるレクリエーション機能の向上
 - ・身近なレクリエーション空間である住区基幹公園の配置の検討、都市公園の柔軟な利活用
 - ・公園愛護会や地域の緑化活動の担い手不足等の対策
- 景観**
 - ・本市の景観形成に重要な役割を果たしている緑の適切な維持、次代への継承
 - ・緑や花による潤いある住環境の創出、魅力のあるまちなみづくり

◆市民の意識

- 緑の豊かさ・満足度**
 - ・身近な緑に対し、量よりも質を重視する傾向
 - ・市街地の緑について、減少を緩和しつつ、質を高めていくことが重要
- 期待する取組**
 - ・良好な景観への高い期待に加え、快適な住環境の実現、防災、暑熱対策などに幅広い関心
 - ・子どもが花や緑、自然とふれあえる場や機会の充実

課題

既存の緑の維持・保全と
活用を一層重視する段階
への移行



人口減少が見込まれる中、これまでに蓄積した緑を適切に維持・保全するとともに、その機能を活かす視点に立ち、持続可能なまちづくりに向けた取組を充実させていくことが必要です。

身近な緑と公園の適切な
管理、再生



まちなかの緑や身近な公園を中心に、市民が日常的にふれあう緑を適切に管理し、良好な景観形成、快適な住環境の形成につなげていくことが必要です。

安心して快適に暮らせる
まちづくりにつながる
緑の充実



安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるためには、防災・減災につながり、心身ともに快適な生活を支える緑の充実に引き続き取り組んでいくことが重要です。

市民・事業者との協働と
次代を担う
緑を育む人づくり



市民・事業者の意識を醸成することで、緑の育成、活用への関わりを広げていくことが必要です。中でも、次代を担う子どもたちが身近に花や緑、自然とふれあう場や機会を充実させていくことが必要です。

(2) 策定の視点

前項の課題を踏まえ、4つの視点を設定しました。

緑の資産を健全に育て
未来に引き継ぐための
取組の充実

これまでの取組により蓄積してきた公園や樹木などの緑を、市民・事業者・行政が連携・協働して適切に管理し、健全な状態で次代に引き継ぐための取組、支援を充実していきます。

身近な緑（公共の緑や
民有の緑地など）と
公園の魅力の向上

市民の身近な公園や緑の安全性を高めるとともに、快適さ、使いやすさ、景観などの視点から魅力を向上させ、住み続けたい都市の実現に寄与していきます。

安全安心なまちづくりに
向けた緑を支える取組
の継続

「グリーンインフラ」の視点を取り入れながら、緑が持つ様々な機能を活かして、防災・減災、コミュニティづくりなど、地域の課題解決につなげていきます。

緑を育む多様な担い手や
多様な参加を支える
仕組みづくり

協力して本市の緑をともに育てるという意識を、市民・事業者をはじめ多様な担い手に広げていくとともに、市民がライフステージに合わせて選べる多様な参加の方法を構築していきます。